

令和8年度渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内にある遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う遊休農地の再生利用を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	
内容	補助対象事業	補助の対象となる事業は、遊休農地再生利用事業実施要領（平成31年3月29日付け農構第30193-5号。以下「県実施要領」という。）第2に定められた事業等で、市内にある遊休農地の発生防止又は再生利用を行う取組とします。
	補助対象者	補助対象事業を実施する農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、渋川市農業再生協議会又は農業参入する企業等とします。ただし、県実施要領別記「遊休農地再生利用実施基準」（以下「県実施基準」という。）において対象としないこととされる者を除きます。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、県実施基準において対象としないこととされるものを除きます。 1 発生防止推進事業 県実施要領別記「遊休農地再生利用事業実施基準」（以下「県実施基準」という。）第2の1（1）によります。 2 再生利用事業 県実施基準第2の2（1）によります。
	対象農地	補助対象となる農地は、次に掲げるものです。ただし、市内にある農地に限ります。 1 発生防止推進事業 県実施基準第2の1（2）によります。 2 再生利用事業 （1） 県が、県実施要領及び県実施基準に基づく補助対象と認めた事業 県実施基準第2の2（3）によります。 （2） 再生利用事業のうち、（1）以外のもの 県実施基準第2の2（3）によるもののほか、次の農地を対象とします。 ア 農地法第3条第1項の規定により使用貸借権が設定され、又は譲渡された農地 イ 農地法第3条第1項第1号に該当しない農地のうち、職員による現地確認等を踏まえ、市長が遊休農地相当と

		認められたもの
	交付金額	<p>1 発生防止推進事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200,000円を限度とします。</p> <p>2 再生利用事業 (1) 県が、県実施要領及び県実施基準に基づく補助対象と認められた事業 再生利用を行った面積に取組単価(10aあたりに要する経費)を乗じることにより、算定するものとします。ただし、取組単価は次に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、補助対象経費は1件当たり200万円未満であることとします。 ア 農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に譲渡又は10年以上の無償貸付をする農地で、補助対象者が5年以上耕作する場合 50,000円/10a(申請農地が中山間地域の場合は150,000円/10a) イ 機構に譲渡又は10年以上の無償貸付をする農地で、補助対象者が5年以上耕作し、遊休農地を含み、事業実施翌年度に新たに耕作を開始する農地面積が3ha以上(申請農地が中山間地域の場合は1ha以上)の場合 100,000円/10a(申請農地が中山間地域の場合は200,000円/10a)</p> <p>(2) 再生利用事業のうち、(1)以外のもの 再生利用を行った面積に取組単価(10aあたりに要する経費)を乗じることにより、算定するものとします。ただし、取組単価は次に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、補助対象経費は1件当たり200万円未満であることとします。 ア 譲渡又は5年以上の使用貸借権を設定し、建設用重機等(トラクターを除く。)を利用する場合 30,000円/10a イ 譲渡又は5年以上の使用貸借権を設定する場合(1に該当する場合を除く。) 15,000円/10a</p>
	予算額	この補助金の事業全体の予算及び補助限度額は、予算に定める額とします。
交付 手 続	交付条件	<p>1 発生防止推進事業 県実施基準に該当すること。</p> <p>2 再生利用事業 県実施基準に該当すること。または、対象農地が、(2)</p>

等	再生利用事業のうち、(1) 以外のものに該当すること。
交付申請の方法、 時期等	<p>対象となる年度の2月末日までに農林課へ書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書又は事業費試算表 (4) 位置図 (5) 現況写真 (6) 農地の使用貸借権の設定などが確認できる書類(農用地利用集積等促進計画の写しなど) (7) 申請者名義の通帳の写し(銀行名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの) (8) 個人の場合：本人確認書類(運転免許証又は個人番号カード等)の写し 法人の場合：定款、履歴全部事項証明書又は所在地証明書 団体の場合：団体の規約及び構成員の名簿 <p>【注】 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から30日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知します。</p>
実績報告の方法、 時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市遊休農地再生利用事業補助金事業完了実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付決定通知書 (2) 実績報告書 (3) 収支決算書 (4) 請求書、領収書又は事業費精算表
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市遊休農地再</p>

	<p>生利用事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付請求書（様式第5号）に渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
<p>交付決定の取消し 又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金事業完了実績報告書（様式第3号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金確定通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付請求書（様式第5号）</p>
<p>その他</p>	<p>（1） 補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p> <p>（2） 補助対象者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければなりません。</p>
<p>取扱担当課</p>	<p>渋川市役所農林課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2593（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4972）</p> <p>メールアドレス nousei@city.shibukawa.gunma.jp</p>